

## 報告事項No. 1

「川崎市教育委員会の所管施設における  
弔旗の掲揚基準（案）」について

庶務課

(案)

川崎市教育委員会の所管施設における弔旗の掲揚基準

令和5年3月 日 教育長決裁

川崎市教育委員会の所管施設（学校を含む。以下同じ。）における弔旗を掲揚する場合及び掲揚する旗の種類は、次のとおりとする。

- 1 川崎市教育委員会の所管施設において弔旗を掲揚する場合及び掲揚する旗の種類については、弔旗の掲揚基準（令和4年9月20日付け4川総庶第961号）の例による。ただし、川崎市教育委員会の所管施設において、現に、国旗又は市旗を掲揚していない場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により、川崎市教育委員会の所管に属する学校において、国旗又は市旗を掲揚する場合は、同項に定めるもののほか、校旗等を掲揚することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、川崎市教育委員会が認める場合は、国旗、市旗及び校旗等を掲揚しない。

## 弔旗の掲揚基準

令和4年9月20日 市長決裁

弔旗を掲揚する場合及び掲揚する旗の種類は、次のとおりとする。

- 1 皇室関係の葬儀、国葬儀、追悼式典等に関し、国等から弔旗の掲揚について通知が発出され、当該通知に基づき弔意を表す場合は、国旗及び市旗を掲揚する。
- 2 次に掲げるものに関し、弔意を表す場合は、市旗を掲揚する。
  - (1) 市内で発生した大規模災害
  - (2) 姉妹都市、友好都市等で発生した大規模災害
  - (3) 現職の市長及び市議会議員並びに名誉市民の葬儀
  - (4) その他市長が必要と認めたもの